

協議会関係資料

宇治市要保護児童対策地域協議会（要対協）について

1. 宇治市要対協とは

要保護児童等の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関が情報や支援についての方針を共有し、適切な連携のもとで対応していくことを目的として、児童福祉法に基づき、宇治市が設置した組織です。

【要対協の主な担当事項】

- ・児童虐待の未然防止と早期発見のための連携について
- ・児童虐待の未然防止と早期発見のための啓発について

【要対協の構成】

児童福祉法等の改正、及び近年の児童虐待防止対策における母子保健分野の重要性等をふまえ、26の関係機関・団体に協議会及び代表者会議委員を構成します。

2. 宇治市要対協で開催している会議

区分	構成	主な役割
①代表者会議 【30年度2回開催】	（要項第6条） 関係機関・団体の代表者	① 要保護児童等とその支援をめぐる状況等について ② 児童虐待の早期発見のための連携について ③ 児童虐待の未然防止のための啓発について
②調整会議 （実務担当者会議） 【30年度6回開催】	（要項第7条） 関係機関・団体の実務担当者等	① 要保護児童等に関する具体的な情報交換と支援内容の検討について ② 関係行政機関の連携について ③ 児童虐待案件の具体的な情報交換
③個別ケース会議 【随時開催】	（要項第8条） 要保護児童等に直接関わりのある関係機関・団体	① 個別の要保護児童等の状況把握と問題点の確認 ② 個別の支援と経過報告及びその評価と情報の共有 ③ 個別の援助方針の確立及び役割分担の決定や担当者間の共通認識の確保について ④ 個別の要保護児童等に係る援助方針と支援計画の検討
連携会議 【30年度4回開催】	京都府宇治児童相談所 宇治市教育委員会 宇治市保健推進課 宇治市こども福祉課	① 要保護児童等（主に要支援児童・特定妊婦）に関する具体的な情報交換と支援内容の検討について ② 関係行政機関の連携について ③ 児童虐待案件の具体的な情報交換

宇治市要保護児童対策地域協議会代表者会議 委員名簿

（令和元年8月20日現在）

No.	所属	職名等	氏名
1	宇治市社会福祉協議会	理事	庵 喜代子
2	宇治市民生児童委員協議会	会長	奥西 隆三
3	宇治市学区福祉委員会連絡協議会	代表幹事	岸本 幸三
4	(社)宇治久世医師会	理事	石原 由理
5	京都弁護士会	弁護士	小原 路絵
6	城南人権擁護委員協議会		門脇 洋子
7	宇治地区更生保護女性会		池本 栄子
8	宇治市青少年健全育成協議会	企画委員	久世谷 幸治
9	宇治市子ども会連絡協議会	顧問（相談役）	弓指 義弘
10	宇治市校長会		堀井 眞
11	宇治市連合育友会	副会長	青木 英明
12	宇治市私立幼稚園協議会		西田 勝彦
13	宇治市立幼稚園園長会	会長	篠原 真奈美
14	宇治市私立幼稚園保護者会連合会	会長	大浦 文乃
15	宇治市立幼稚園PTA連合会	会長	三上 美沙
16	宇治市民間保育園連盟		中田 純子
17	宇治市立保育所長会	会長	田村 香織
18	宇治市保育所保護者会連合会	副会長	横山 奈央美
19	宇治市学童保育保護者会連合会	顧問	大西 政明
20	特定非営利活動法人 子育てを楽しむ会	代表理事	迫 きよみ
21	京都地方法務局宇治支局	支局長	向井 司郎
22	山城北保健所	地域統括保健師長	小嶋 操
23	宇治児童相談所	所長	佐々木 進
24	宇治警察署	生活安全課長	井上 俊明
25	宇治市教育委員会	教育支援課長	福山 誠一
26	宇治市福祉こども部	保健推進課長	倉辻 崇秀

委嘱期間：令和2年7月27日まで（2年間）

事務局：宇治市福祉こども部 こども福祉課 子育て企画係

宇治市要保護児童対策地域協議会設置要項

(設置)

第1条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）等の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関及び児童等の健康福祉に関する職務に従事する者その他の関係者が、当該児童等に関する情報や支援についての方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることに鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担任事項)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 児童虐待の早期発見及び予防のための連携又は啓発に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる関係機関、団体（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

- (1) 宇治市社会福祉協議会
- (2) 宇治市民生児童委員協議会
- (3) 宇治市学区福祉委員会連絡協議会
- (4) 宇治久世医師会
- (5) 京都弁護士会
- (6) 城南人権擁護委員協議会
- (7) 宇治地区更生保護女性会
- (8) 宇治市青少年健全育成協議会
- (9) 宇治市子ども会連絡協議会
- (10) 宇治市校長会
- (11) 宇治市連合育友会
- (12) 宇治市私立幼稚園協議会
- (13) 宇治市立幼稚園園長会
- (14) 宇治市私立幼稚園保護者会連合会
- (15) 宇治市立幼稚園PTA連合会
- (16) 宇治市民間保育園連盟
- (17) 宇治市立保育所長会
- (18) 宇治市保育所保護者会連合会
- (19) 宇治市学童保育保護者会連合会
- (20) 特定非営利活動法人 子育てを楽しむ会
- (21) 京都地方法務局宇治支局

- (22) 京都府山城北保健所
 - (23) 京都府宇治児童相談所
 - (24) 京都府宇治警察署
 - (25) 宇治市教育委員会
 - (26) 宇治市福祉こども部
 - (27) その他市長が指定する関係機関等
- (要保護児童対策調整機関の指定)

第4条 法第25条の2第4項の規定に基づく要保護児童対策調整機関（以下、「調整機関」という。）は、福祉こども部こども福祉課とする。

(会議)

第5条 第2条に掲げる業務を円滑に行うため、「代表者会議」、「調整会議」、「個別ケース会議」を開催する。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、第3条の各号に掲げる関係機関等のうちから市長が委嘱し又は任命する委員30名以内で構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選で決定する。
- 5 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 6 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 7 代表者会議は、会長が、招集し次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 要保護児童等とその支援をめぐる状況等に関すること。
 - (2) 児童虐待の早期発見のための連携に関すること。
 - (3) 児童虐待の防止のための啓発に関すること。
 - (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(調整会議)

第7条 調整会議は、次の各号に掲げる関係機関等の実務者等をもって構成する。

- (1) 宇治市民生児童委員協議会
 - (2) 京都府山城北保健所
 - (3) 京都府宇治児童相談所
 - (4) 京都府宇治警察署
 - (5) 宇治市教育委員会
 - (6) 宇治市人権環境部男女共同参画課
 - (7) 宇治市福祉こども部こども福祉課
 - (8) 宇治市福祉こども部保健推進課
 - (9) その他市長が指定する関係機関等
- 2 調整会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。
- (1) 要保護児童等に関する具体的な情報交換と支援内容の検討に関すること
 - (2) 関係行政機関の連携に関すること
 - (3) 児童虐待案件の具体的な情報交換に関すること

- (4) その他、要保護児童等に関すること
- 3 調整会議は、福祉こども部こども福祉課長を座長とする。
- 4 調整会議は、座長が招集し議長となる。

(個別ケース会議)

第8条 個別ケース会議は、調整機関が関係機関を招集し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 2 個別ケース会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 個別の要保護児童等の状況把握と問題点の確認に関すること
 - (2) 個別の支援と経過報告及びその評価並びに情報の共有に関すること
 - (3) 個別の援助方針の確立及び役割分担の決定並びに担当者間の共通認識の確保に関すること
 - (4) 個別の要保護児童等に係る援助方針及び支援計画の検討に関すること。
- 3 会長は、個別ケース会議の設置目的を効率的に達成するため必要があると認めるときは、構成関係機関以外の者に対し個別ケース会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 構成員は、協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任期を終え又は関係機関等の職を辞した後も同様とする。

- 2 会長は、前条第3項の規定により出席した者に対し、個別ケース会議の協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉こども部こども福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

附則

- 1 この要項は、平成20年7月28日から施行する。
- 2 宇治市児童虐待防止ネットワーク会議実施要項（平成13年2月8日施行）は、廃止する。この際、現に委員であるものについてはその身分を解く。
- 3 この要項施行後最初の代表者会議の招集は、第6条第7項の規定にかかわらず、市長が行う。
- 4 任期を終え、新たに代表者会議の委員を委嘱する際、委嘱後最初の代表者会議の招集は、第6条第7項の規定にかかわらず、市長が行う。
- 5 この要項は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 7 この要項は、平成28年7月28日から施行する。
- 8 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 9 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

宇治市要保護児童対策地域協議会の会議の公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催会議の事前公表)

第2条 協議会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名から20名程度とし、先着順とする。

(傍聴の手続き)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。

(6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。

(7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要項に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第12条 協議会は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第13条 協議会は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

(1) 非公開情報に関し、審議等をする場合。

(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

2 会議の審議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第14条 協議会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。